令和元年度第１回　大阪府青少年健全育成審議会特別部会　議事概要

■日　時　　令和元年５月３１日（金）午前１０時～１２時

■場　所　　大阪府旧議会会館１階　共用会議室

■出席者　　角野委員、曽我部委員、園田委員（部会長）、竹内委員、田尻委員、

八山委員（五十音順）

■内　容

事務局　ただいまから、令和元年度第1回大阪府青少年健全育成審議会特別部会を開催させていただきます。それでは、開会にあたりまして、青少年・地域安全室　室長の井上からごあいさつを申し上げます。

青少年・地域安全室長　大阪府青少年・地域安全室長の井上でございます。第１回大阪府青少年健全育成審議会特別部会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。皆様方には、日頃より本府青少年健全育成行政の推進にご尽力、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたびは、お忙しいなか、委員の皆様方には本審議会にご出席いただきまして、改めて御礼を申し上げます。昨年度は、SNS等に起因した青少年の性的搾取への対応について集中的にご審議いただき、昨年１１月に提言をいただきました。府では、この提言を踏まえまして、被害防止に向けた教育・啓発等の充実を図るとともに、国に対して法改正等の働きかけを行っております。また、青少年健全育成条例を改正し、児童ポルノ等にかかる画像を青少年に要求する行為を禁止し、４月１日に施行いたしました。

しかしながら、昨今の青少年を取り巻く問題として、自画撮り被害のほかにも様々な性的搾取が問題となっております。多様化する手口や要求行為に対応するため、委員の皆様方には引き続き、それぞれの専門的見地からご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

皆様には、何卒、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げて、開催のご挨拶とさせていただきます。

事務局　本日は、特別部会の委員、７名中、６名の出席をいただいておりますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

つづきまして、委員の異動についてご報告いたします。大阪府立高等学校長協会の大西委員が辞嘱され、後任として、同じく大阪府立高等学校長協会の田尻由美子委員が本特別部会委員に指名されました。今回より審議にご参加頂きます。田尻委員、どうぞ宜しくお願いいたします。

なお、今回はオブザーバーとして府警本部少年課担当者にもご出席いただいております。本部会は基本的には公開ですが、大阪府情報公開条例第８条及び第９条の規定に該当する情報について審議する場合には、非公開とさせていただきます。

それでは、次第によりまして議事を進行してまいりたいと存じます。この後の進行につきましては、園田部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

部会長　本日は自画撮り被害以外の性的搾取への対応について、論点の整理をしていきたいと思います。まずはおさらいの意味を含めて昨年度の審議の内容や主な意見についてまとめた資料の説明を事務局の方からお願いいたします。

事務局　○資料１　「大阪府青少年健全育成条例の一部改正について」と

○資料２　「ＳＮＳ等に起因した青少年の性的搾取への対応（法的観点・類型ごとの整理）」

を説明

部会長　今事務局の方から説明いただきましたが、これについて、何かご質問やご意見のある方はいらっしゃいますか。

委　員　子ども達の置かれている現状は今かなり大変だろうなと思います。今の法律っていうのはネットっていうのを前提にしてないようなものがある。昔なら例えば、吉原とかに子どもが行くってことはありえなかったけど、今はTwitterで買春のやり取りが見られたりします。そういうところも丁寧に審議していただけるのであれば非常にありがたいなと思います。

また、ライブチャットと称して、女の子が動画配信をしたりして、やりとりをしているみたいです。途中まで無料で、有料になったら性的なものになる。すごく法的に難しいし、センシティブであるし、それから今までの法的な要件と違うけれども、時代の流れ、ネットが進んでいるので何か法的に検討できるのであれば、何かしていただければなと思っています。

それから、基本的にはやっている彼らはネット上では大学生とか19歳と言っているが、どう見ても中学生。だからそのあたりの何か規制がいるのではないか。

１９歳の女子大学生が殺された事件がありましたが、ネットの出会いから亡くなった子がいます。座間の事件とかもありますし問題意識を非常に強く持っています。

部会長　一度、現行法でそのあたりどうなっているのかということの整理も必要かなと思います。今おっしゃったネット配信なんかで裸になるとかなると、刑法の規定が適用可能になってきますからね。公然わいせつとかで、そういうものが可能になるケースもあると思いますから、刑法の規定がどうなっているかとか。他の特別法とか一度きちんと整理するのが必要かもしれません。

委　員　大部分の子ども達が問題になっているのではないと思うので、どんなふうに被害前の要求行為に至っているのかがなかなかわかりにくい。公に掲示板でオープンされていて、そこへ子どもたちが乗っかっていくならば、そこでどう規制かけるかっていうのもあるだろうし。さらにそこからもう一歩踏み込んで、対価が生じてくるとそんな場合にどうするかと。

また、Aという子ども達と、求めているＢという人が個人間のやりとりになる。そこから被害が出そうである。もうここでやめてほしいというような相談が入ってきたときにどうするか。きっと経験した人間が、プロセスを知っているのだろうが、我々には全くわからない。

ひとつ気になっているのは、子ども達、スマホ代、化粧、服バッグいろんなものにものすごくお金が要る。必ずしも親はそれに対応できないから、子どもたちがアルバイトで金銭を得るという状況だろうと思う。デート援助交際ですか。これ何かについても完全に対価が生じるわけですから、援助ですよね。どこで止まっているかの話であって。

でもこれって、最初の一歩はどんなふうにいくのか。たしかにきっと町のどっかにそういうふうなものが貼ってあったりとか、ネット上にあったりとかするのでしょうけれど、そこに入っていくプロセスっていうのは子どもの世界でどこまで浸透しているのだろうか。こんなアンケートはなかなかとりにくいですが。

教育っていうと、あくまでも未然防止と相談になるのだが、規制をかけるにも至らないような状況の部分が、漠然として見えにくいなと思っています。

委　員　実情は大変深刻だと思っております。何とかしないといけないという思いは共有します。しかし、青少年条例での対策というところの、ある種の限界も踏まえる必要があるかと思います。

例えば先ほど竹内委員がおっしゃったような、ライブチャットへの出演などは未熟な判断が原因であるということですが、一応本人が進んでやっているわけですよね。ところが、青少年条例では本人に直接アプローチするということができないのです。お金を出す大人、それから下着を買い受ける大人、それからいろいろ援助交際を持ちかける大人に禁止をする、あるいは処罰する、ということしかできないわけです。

需要がなければ供給もないということですので、全く無意味ではないとは思います。でも、一番コアな部分が抜け落ちている。本人が進んでやっているところに直接アプローチできないという重大な限界があるわけですね。

ですから、青少年条例の枠内で対処するかどうかはともかくとして、何らかの形で本人にアプローチする、例えば大阪府警ではされていないかもしれないですけど、他の県警だとTwitterに援助交際を求める書き込みがあったときに、何かメッセージを送ったりする県警もありますよね。愛知県警ですかね。確信を持ってやっている子どもには効果がないかもしれないですけども、始めたばかりでそこまで深みにはまっていない子どもに対しては、ちゃんと見ているっていうことが伝わるということで、一定の抑止効果があるかもしれません。

以前、この場でも話に出たサイバーパトロールなんかも同様で、非常にコストがかかって大変だと思いますけれども、ああいう形で本人にある程度アプローチするという手法が重要かと思います。

罰則を議論するのも重要だと思うのですが、どうしても限界がありますので、本人へのアプローチが必要となりますが、それを政策としてどういうふうに建付けていくのか。条例でそこまで書ききれないのであれば、行政計画でそういうものに盛り込んでいくような形を考えるのも、方法としてあるのではないかと思います。

委　員　子ども達がTwitterでそういったところに繋がり始めるのが一番多いのです。これは警察庁の資料からわかっていますし、その警察からのTwitterへの書き込み、やらなきゃいけないなと思います。

Twitterの日本法人の方と話をしたのですが、「自殺」って書いていたら、自殺予防センターの情報を上げると決めたのですよね。ただ、性的なことに関したら、イリーガルなことには対応するけど、日本では売春はイリーガルではないだろうというのが彼らの見解です児童ポルノに関しては、児童の性的な問題に関しては彼らは削除まで踏み込むんですけれど、それが児童かどうかわからない場合は、どうこうしないということが彼らの見解なのです。それが国としてどうなのか。国としてのやりとりは限界があるなというのが一つです。

それからもう一つは先ほど曽我部委員がおっしゃったような取組です。Twitterの子どもたちの書き込みをうちの学生が見つけて、こんなことしちゃ駄目よっていうことを、県警の名前で発信するというものです。こういうところから子どもらが危険に近づいていくのかもしれないなと、だから本人たちを保護するのです。２年ぐらいかけてやってきたので、そういうのに対して何らかの形でできないかなというのが二つ目です。

それから、愛知県なんかはネットで性被害にあった子を呼んでいます。その子にネット上の性被害についてはこんなことがあるから気をつけようと言う、そして産婦人科医が梅毒についての説明とかコンドームの付け方とかを説明する、というワークショップをやっています。教育予防はずっと大阪でやってきて、非常にそれは効果が上がるのですけど、もう教育予防だけではなかなか難しい。具体的に彼らにこんな形のことをしないと、本当にこの国の子ども達は大変なってしまうんじゃないか。

実際、一昨年、個別に高校生にインタビューしたときには、ＪＫビジネスは相手も楽しいしこっちも楽しい何であかんのみたいなことを言った子も現実に今高校生でいるので、大阪かどうか別にして、なんかやっぱそういう曽我部委員が問題提起していただいたような、大人側を罰するじゃなくて本人に対するアプローチとか、どこでやっている研究とかアンケートとか考えられないかと思います。なかなか実際は難しいですが。

部会長　ありがとうございました。何か今の議論聞いてましたらね、援助交際って始まったのが80年代の後半ぐらいですけれども、その頃から対策を模索している段階がずっと続いているような感じですね。

児童買春禁止法できましたけど、それで買春減ったかというと全然そんなことはない。根本的にその子どもらの意識が変わっているんじゃないかっていう気はします。案外そういうのは、一般的じゃないかっていうふうに、私は思いましたけどね。

ただ条例でできることというのは本当に限られていますから、条例でできることを一つ一つ積み上げていくしかありません。あと、国の政策に期待するという面もあると思いますけどね。アンケートとかで実態を知ることも必要ですね。

では、皆さんからいただきましたご意見を事務局で整理していただいて、次回の特別部会で審議するための資料を私と事務局で調整の上作成するということにしたいと思います。

次に、性的搾取の現状についての審議に移りたいと思いますが、ここからは、その他の公共の安全と秩序の維持の活動に支障を及ぼす情報も扱いますので、非公開にさせていただきたいと思います。

それでは、次の性的搾取の現状についての議事に入りたいと思います。昨年度からＳＮＳ等に起因した青少年の性的搾取について審議してまいりましたが、議論の中で本体行為である、淫らな行為およびわいせつな行為の禁止についても見直すべきではないかという議論が多くご意見をいただいたこともありました。今般、この点につきましても審議して参りたいと思います。まずは事務局より、現在の条例の淫らな行為、およびわいせつな行為の禁止の部分についてご説明をお願いいたします。

事務局　〇資料３－１　「淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止について」を説明

部会長　本条につきまして大阪地方検察庁からですねご意見があるとお伺いし、事前に私が了承しまして、本日、大阪地検の方から検事にお越しいただきました。大阪地方検察庁のご意見についてご説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

大阪地検　私の方から、この大阪府の青少年健全育成条例の39条のうち２号の規定につきまして、実際の事件を取り扱う立場から日頃感じている問題点などについて意見を述べさせていただきたいと思います。私の方で作成いたしました資料が資料3の2というものになりますのでこちらを見ながらご説明させていただきます。

39条2号の規定、条文につきましては今ご説明のあったとおりですけれども、私の方で本日特に意見を述べさせていただきたいと考えているのがこの下線を引いております「威迫し、欺き、又は困惑させて」という要件の点でございます。

簡単に申し上げますとこの要件によって本号の適用範囲というのが限定されておるわけですけれども、実際の事案においてその適用において困難を感じている点があるということでございます。順にご説明をしていきたいと思います。

まず39条の問題を考えるにあたって趣旨に立ち返ってということで書かせていただきました。「性の商品化が進み、性に関する意識が大きく変化する中で、出会い系サイトなどの利用により少女買春など性風俗に安易に関わる青少年とその青少年の性を欲望の対象として取り扱う大人の背徳的な行為が社会問題となっていると、本条はこのような実態に鑑み、青少年の性を弄ぶ心無い大人から青少年を保護し、行為者の社会的責任を追及するとともに青少年に正しい性意識を持たせる一助とするために設けられた」ということでございます。

この39条2号の規定につきまして、実際にどのような問題を感じているかということについて、ご説明をさせていただきます。まずこの条文、いわゆる淫行処罰をする条例ですけれども、これについてはご承知の通り、最高裁の昭和60年の判決、がございます。当時の福岡県青少年保護育成条例の10条1項というところで、「何人も青少年に対し淫行またはわいせつな行為をしてはならない」という規定がございましたけれどもこれについて処罰範囲が不当に広範に過ぎるということ、あるいは「淫行」の範囲が不明確であるということで合憲性が争われた事案です。

この事例で最高裁は福岡県条例の規定を合憲であるというふうに判断されたわけですけれども、その判決におきましては福岡県条例の10条1項の規定にいう「淫行」について、「広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解するのが相当」であるというふうに判示しております。

大阪府の条例の規定は先ほどもご説明ありましたように昭和59年に制定されているということで、この最高裁の判決が出る前に当時のこういった議論を踏まえて、基本的人権を不当に侵害することがないようにということで構成要件の明確化を図ろうとしたものというふうに理解をしておりますけれども、本条例の規定を見ますと最高裁が示した淫行による処罰範囲のうち、下線を引いている部分が二つあるんですけれども、前半の部分は本条例の規定の方が若干狭いですが、本条例とよく似ています。しかし、後半の部分ですね、「青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交または性交類似行為」というものが、本条例では対象となっていない形になっておりまして、最高裁が示したこの淫行の範囲より処罰範囲が限定されているというような形になっております。

最高裁判決を読みますと福岡県条例の趣旨についても解釈されています。その条例の趣旨が大阪府の条例の趣旨と大きく異なるものではないと思われますけれども、処罰の対象の範囲が異なるものとなってしまっているというふうに思われます。この判例以降、多くの都道府県の条例でも最高裁の判例を前提として、「淫行」、あるいは「みだらな性行為」というような文言で同じ最高裁が示している淫行の解釈を前提としたような形で処罰対象としている規定が設けられているというふうに理解をしております。

例として、資料には、東京都の条例とそれから近畿地方の大阪府以外の府県の条例を上げておりますが、多くの都道府県では今申し上げましたように、「みだらな性交又は性交類似行為」ですとか、「淫行またはわいせつな行為」というような形で処罰対象を示しておりまして、処罰の対象とする範囲、わいせつな行為が入っているか入ってないかという違いはあるんですけれども、いずれも、先ほど最高裁が判決で示されているものの中の「青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交または性交類似行為」というものが処罰の対象となっているものになっています。

私の方で見た限りでは、他の都道府県の条例を見ますと、大阪府と同じように威迫ですとか欺罔ですとか困惑といった要件が設けられていて、かつ「青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為」を処罰の対象としないような形になっているものは、大阪府以外では長野県と山口県くらいしか見当たらないと思われます。

このように、他の多くの都道府県では処罰の対象となっている「青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為」につきまして、大阪府の条例では処罰することができないということになってきますと、地域間、特に近隣の府県との間で不均衡が生じてまいります。我々検察官は全国異動ですので、他の府県、都道府県でも同じように勤務してまいります。他の都道府県で勤務して最初に大阪地検に来た検察官はだいたいこの規定を見て驚くわけなんです。他府県では、先ほど申し上げたような単に性的欲望の対象としてしか扱っていないような性交であると言えれば処罰のできるという状況で、実際に適用してきているんですけれども、大阪府に来ますとそうではないということで処罰すべき事案が処罰できないというふうに感じています。

近隣の府県との間で人の移動というのは極めて容易ですし、またインターネットの普及で、近隣府県の知らない人と知り合うということも極めて容易であるという現状において、近隣府県で行えば処罰の対象となる行為が大阪府ではならないというふうに知られると、わざわざ大阪府に来てこの行為を行うというような人が出てくるのではないかという懸念もあります。

実際にはまず警察において事件として立件をするかどうかという段階でこの要件の該当性が検討されますので、実際は警察においてこの要件に該当しないということで立件自体ができないという判断をされていることが多いと思われます。その結果、大阪府では39条2号による立件・検挙、検察庁に送られてくるということ自体が非常に少ないというふうに思われます。警察庁の統計なんかを見ても淫らな性行為等っていう累計での検挙件数はやはり大阪府の検挙件数は他府県よりもかなり少ないという件数となっていました。このように、他府県の条例との関係の問題があります。

それから次に児童福祉法との関係なんですけれども、資料の2ページの下のところからですけれども、児童福祉法34条1項6号で「児童に淫行をさせる行為」というものが処罰の対象となっておりまして、法定刑は10年以下の懲役という重い法定刑が規定されております。この淫行をさせる行為につきましては、最高裁の判例で、「児童に淫行をさせる行為のうちには直接たるとか間接たるを問わず、児童に対して事実上の影響力を及ぼして児童が淫行をなすことを助長し促進する行為をも包含する」というふうにされております。

このように児童福祉法の淫行させる行為については行為者の側が事実上の影響力を及ぼして、児童の委淫行を助長する促進する行為をするということが問題になるわけなんですけれども、大阪府条例の要件である「威迫し、欺き、又は困惑させ」るという要件と比較してみますと、威迫をしたり欺罔をしたり困惑させるという行為をしているということであれば、もちろん厳密なところは別としまして、通常、事実上の影響力を及ぼしているというふうに言えることが多いのではないかというふうに感じております。厳密には完全に重なるかどうかはともかくといたしまして、多くの場合処罰対象が重なってきてしまうように感じておりまして、逆に言いますと、児童福祉法違反の事実として検討をして、この事実上の影響力を及ぼしているというふうに言えないのではないかというふうに判断された事案について、大阪府条例の適用を検討してもやはり適用が難しいというふうになってくることが多いということになります。

他府県においての我々の勤務経験から、児童福祉法違反の事案について検討をして「事実上の影響力を及ぼして」という点が、立証が難しいというふうに判断された場合に、次に条例違反での処罰の検討をして、実際に条例違反で起訴をすることがあるんですけれども、大阪府においてはそういったことはなかなか難しいということになっているというのが現状です。

被害者は、中学生高校生、多くは女の子ですけれども、性的なことに関して好奇心がある、あるいは友達との関係とか、あるいはいろんなことで悩みがあるとか、いろんな背景はあると思うんですけれども、まだ精神的に未熟であるということのゆえに軽い気持ちで出会い系サイトですとかＳＮＳとかそういったところで知り合った大人あるいは身近な大人などから誘われるなどして軽い気持ちで性交等に至ってしまうというケースが多くあると思われます。

こうした事案では子供の側もその時点では大したことではないと思っている、軽い気持ちでやっている、あるいはもっと積極的に楽しいことだと思っている、あるいは相手を好きだと思っているようなケースもあるかと思います。大人の側はどういうことをしているかというと、子供の好奇心を掻き立てるようなことを言っていたりとか、甘い言葉で誘惑をしていたり、好きだみたいな形で甘い言葉をかけているとかいうことが起きているわけです。場合によっては子どもが本当に相手のことを好きだと思っていることもありますが、大人の側は単に遊びの一環といいますか、複数のいろんな青少年との性交を繰り返していたり、自分は結婚しているけど興味があって若い子とセックスしたいみたいな形でやっているというようなケースも多くあるわけです。こうした事案がまさに青少年を性的欲望の対象として扱っているというものでありますし、青少年の健全な育成にはやはり影響のある事案であるというふうに思われます。

しかしこういった事案では行為者による威迫ですとか欺く行為、困惑させる行為というのはなかなか認められません。行為者側からは、確かに様々な働きかけの言葉や行動があるわけなんですけれども、それがここにいうような威迫、欺き、困惑させるというような行為に当たるのかというとそこまでは言えないという事案が多いということになってまいります。

この解説の記載も、結構強い行為を要求しているように読めるというところもありまして、対等な大人同士の威迫とか欺きとか困惑させる行為のように読めるような解説にもなっているというところが、もしかしたら適用の場面でハードルになっているのかなというところもあるんですけれども。そういった観点からも、もしかしたら立件する段階でハードルが高いと、この要件が感じられているのかもしれません。

こうした、先ほど私が例に挙げたような事案が処罰の対象とするべきでないのかというと、先ほど申し上げたこの本条例の趣旨、「青少年の性を弄ぶ心無い大人から青少年を保護し、行為者の社会的責任を追及するとともに、青少年に性意識を持たせる一助とする」といったような趣旨に照らせば、処罰の対象とすべき事案ではないかというふうに感じておりますし、実際こうした事案というのは、先ほど申し上げた、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような行為ということになりますので、他府県では実際にみだらな性行為とか淫行というものに当たるということで処罰されているという現状があります。

さらに、この要件というのは「威迫し、欺き又は困惑させ」るという行為者の特定の行為を要件とするものです。従って適用に当たりましては行為者がこれに該当する行為をしたということを具体的に特定して立証しなければならないということになりまして、行為者がどのような言葉を言ったか、どのような行動をとったかということを具体的に立証しなければならないということになります。それをどうやって立証するかというと、多くの場合、こういった事案ではその行為者と被害児童が１対１の場面で行われるということが多いですから、被害児童の供述がやはり主張の中心となってまいります。

しかし、被害児童というのは中学生・高校生の世代、未成熟な青少年ですし精神的にも不安定な子供もいます。被害に遭ったことによってさらに不安定になっているということもあります。ですから、必ずしもしっかりと一貫した供述ができるかというとなかなかそうでもないということも多いです。しかも、被害者が、行為者からこういうふうに言われた、あるいは、こういうことをされた、こういうことをされて困惑したんだというような供述をして、一定程度、要件に該当するような行為が被害者の供述から出てきたとしましても、行為者の側がそれを否認するということも多くございます。威迫とか欺罔とか困惑させるっていう行為は行為者が故意に相手を脅したりだましたり困惑させたというような要件ですので、否定したくなる要件ですし否定しやすいというところもあります。そうするとその行為者が否認をしますと、犯罪事実の立証のためには被害者の供述によって、この要件を立証しなければならないということになります。

裏付ける証拠、例えばメールだとかそういうものがあればいいのですけれども、そうしたものがないということになると、被害者の供述だけが頼りということになり、公判において、被害者が出廷をして証言をしなければならないということになります。未成年者・青少年にとっては法廷で証言をするというそれだけでも負担は大きいですし、内容的にも性的なことについて話さなければならないというのは心理的な抵抗も非常に大きいというものもあって、立証のために被害者に大きな負担を強いるということになってきます。事件として起訴をするとなれば、そのようなことをしなければならないということを被害者にも告げなければならないわけですが、被害者本人あるいは保護者の方は、そこまでしなければいけないのだったら、もう処罰は結構ですと、処罰を求めないというような形になってしまうことも多く経験するところです。

また、行為者側の行為が必要という意味では、後でもう少し申し上げますけれども、事案によっては、被害者の方も最初は軽い気持ちで積極的な態度でついていってしまう、ただ、ホテルに行ってしまってから怖くなってやめたいと思うんだけれども、言い出せなくて結局性交に至ってしまうというようなことも多くあろうかと思います。この場合も被害者側も困惑しているし畏怖しているということもあるんですけれども、行為者側から積極的な威迫だとか困惑させるというような行為があるとまではいえないということもあるので、そういう意味でも処罰ができないというようなケースも見られるというようなところがあります。

部会長　どうも大変詳しいご説明ありがとうございました。

それでは私から質問なのですが。最近の裁判実務を見ていますと、いわゆる準強制性交の抗拒不能ですね。抗拒不能の概念っていうのが結構ハードルは低くなっているような気がします。名古屋地裁岡崎支部の例はかなりイレギュラーな感じがするんですけれども、それまでの最高裁の判決とか下級審見てますと、抗拒不能っていう概念はハードルが低くなっているような気がするんですよね。

一般的に言えば、特に困惑なんかのケースで、準強制性交とかあるいは準強制わいせつが認められているような裁判例も多々あるように思うんですよ。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

大阪地検　あくまで、私見としてお答えしますが、ハードルが低くなっているという表現がいいのかどうかはさておきまして、困惑と抗拒不能っていうところは何が違うのかっていうのは確かに難しいところではあると思います。結局抗拒が著しく困難であるのか、多分ここで言われている困惑というのは、著しく困難とまでは言えないけれども抗拒が困難というようなものを想定されているのかなと思っているところではあるんですけれども。

そういった意味では、例えば家庭内での性的虐待のような場合ですと、従前の関係性などからして、もう抗拒が、ほぼ全くできないような著しく困難な状態になっているというふうに検察官としては判断をして起訴をしているところです。

他方でそこまでは至らないけれど、いろんな理由で断ることが難しくて応じてしまっているんだけれども、抗拒が著しく困難と言いにくいのかなというものについて、この困惑というところに当たると考えているのかなと思います。

そういう意味で、心理的に抗拒が著しく困難といえれば、準強制性交等罪での処罰が可能というふうには考えてはいるところだと思います。

部会長　先ほどの昭和44年の最高裁判例ですけれどもね。長野のケースですけれども、中学の教え子のケースですよね。これについていろいろ議論は当時あったんですけれども、当時は長野県に青少年健全育成条例がなかったがために、児童福祉法を適用したんだと私は理解しています。このケースは中学の先生と元教え子の関係ですよね。そうすると、事実上、こういう影響力を及ぼすという場合も、もう卒業生ですから、かなり影響力という点ではそんなに強くはなかったんではないかと思うんですけれどもね。

そうするとこの辺のケースと、大阪府なんかの場合の、特に困惑ですけれども、どの程度のものが想定されるのかという、そのあたりがかなり不明確ではないかと思うんですけどね。

例えば自画撮り要求に関しても困惑という要件入っているわけですけれども、間接的に私聞いたんですが、性的な行為には大抵困惑が伴うのが通常である、だから困惑というのは行為を限定する要件にはならないんだというふうなことを聞きました。困惑というのは、どの程度のものをイメージされているのでしょうか。

大阪地検　立場を利用したり言語や態度によって困らせるというような行為ということで、例えば中には雇用とか、金融の儀とかそういったものに漬け込まれは、上司だとか教師であるとかっていうことで、そういう立場を利用するっていうことが解説に記載されておりますので、そういう意味でそういった何らかの上下関係ですとか強みがあるような関係を背景にしたようなものが想定されているのかなというふうに我々は一応考えるわけです。

解説がこういったものを例に挙げているということを前提に考えましたが、そういった関係性が何もない中で困惑させるような行為となりますと、よほどその積極的な、行為態様として強いものがないと難しいと考えているのではないかと思います。

「困惑させ」という要件がある以上は、一定の強度のものでなければいけないのではないかというところも感じますが、具体的に行為者が故意に困惑させる行為をしなければいけないので、相手を困惑させるような言動があったといえるかで見ていくので、それがなかなか難しいというのが一番大きいのではないかと思っています。

そういう意味で、児童福祉法の淫行させる行為の要件と、どこが違うのかというところは私も疑問に思っております。処罰範囲が結局は児童福祉法の範囲と重なってしまっているのではないか、そうすると、10年以下の法定刑の児福の方と、この条例とがほとんど同じような範囲で適用されることになってしまっているので、それよりももう少し広い範囲で処罰すべき部分があるのではないかと、そこが条例の役割なのではないかなというふうに我々は感じているんですけれども。

部会長　先ほどの地位利用とか、例えば就職のあっせんとか、判例裁判で見ますと、大概準強制わいせつ取っているんですよね。だからそうすると、条例でこういう困惑・欺き・威迫もそうですけれども、こういうものを置いている意味っていうのがないんではないかというのは、私も同じような意見なんです。

そうするとこの部分を外してしまうと、今学会なんかで問題になっているのは、いわゆる不同意性交です。あれを処罰するかどうかっていうのが問題になっていますよね。それで来年が性犯罪規定の見直しの時期になっていて、ひょっとしたら、不同意性交罪っていうのはできる可能性がないとは言えないですよね。不同意性交罪というのが性犯罪の基本になって、それに暴行脅迫あるのが加重類型っていう、そういう体系になる可能性はあります。

そうすると条例で威迫・欺き・困惑なんていうのを外してしまうと、強制性交や不同意性交とどのように違ってくるのかということなんですよね。

大阪地検　条例の対象となっているものはむしろ不同意の立証が難しい事案ではないかと思います。子どもの側もその時点では任意に応じてしまっているような形のものが、むしろ条例の対象として処罰すべきだと思います。子どもは一定の未成熟さゆえに軽く応じてしまっていたり、断ることができなかったりするので、それは大人の責任として、そういうことをすべきではないでしょう、結果的に子どもの成長には悪影響を及ぼしますよねと、そういうものを処罰するのが条例の役割のではないかというふうに思っております。

部会長　それからもう一点。ご承知のように、平成29年の最高裁大法廷の判決で強制わいせつについて性的意図は原則要らないという大法廷判決がございました。そうすると、専ら性的欲望を満足させる目的でというのは、この部分は残すわけですかね。

大阪地検　先ほどから述べているのは私の私見だと思ってください。今言われた最高裁の判決というのは、強制わいせつ罪の主観的意図の問題です。条例で性的欲望を満足させる目的という要件が書かれている理由は、最高裁の判例でも出てきた、専ら性的な欲望の対象として扱っているとしか考えられないようなものを処罰の対象とする、逆に言うと恋愛の対象として真摯にお付き合いをしての性交等は処罰の対象としないという意味でこの要件が設けられているのではないかというふうに理解をしております。

最高裁判決の言っている強制わいせつ罪の主観的意図とは、また別の観点での要件ではないかと理解をしています。

委　員　私はもともと中学校の教員でして、今は生徒指導等を大学で研究をしています。おっしゃるように、私も常々疑問に思っていました。兵庫県とか他府県の子たちは警察に行くとすぐ、そういうのになるんですけれども、大阪の場合は裁判で立証しなきゃいけないようというふうに言われて、そこで躊躇しちゃう子どもが多かった。ものすごく腹が立っていた。処罰しやすいような形にしていただきたいというのが、私の個人的な意見です。

それとあともう一つ。私のところに性的なことで相談にあるのが、定時制の方であるとか支援学校の方であるとか、本当に興味関心をひかされて、それで表面的に困惑させられて被害に遭っている方たちも今非常に多いので、何とかならないかなと非常に思っておりました。

私としては被害者の方たち、中学校高校の方たちとよく接するので、何としてでも処罰してほしいなって気持ちが強い。最高裁とかその辺の司法のことはわかりませんけれども、もしそれで大阪府警さんとか地検さんとかがそういうのを処罰しやすいんであれば、ぜひともしていただきたい。

もっと言うと、国レベルで処罰できるような体制がないといけない。今ネットがこれだけ広がってきている状況であると、子ども達を守るのが難しいなっていうのは、今の丁寧なご説明聞かせていただきまして感じました。

私は法律の専門家ではない全く門外漢ですが、大阪の子ども達が不当に被害に巻き込まれている可能性があるとしたら、重要な問題提起だと思いました。

委　員　問題提起として、大きく2点あるというふうに思いました。ひとつは立証の問題、あとは処罰範囲の問題です。

まず立証の問題ですけども、威迫し欺罔し困惑させて性行為又はわいせつ行為を行うことということなので、積極的な特定の行為が必要であってその立証が必要だということのご説明だったと思います。ただ困惑状態にあるというのでは駄目だという、そういうことかと思います。

他方で、例えば妻子がいるのにそれを隠して性的関係を求めたとかいうのでは、「欺き」にはならないということなんですかね。それとの関係で、大阪府の解説では、確かにかなりはっきりした行為が例として挙がっているので、実務上大阪府の解説というのがどの程度これに準拠して判断されているのかということと、「欺き」というのも少し広く、普通の詐欺罪でも何かを告げないこと不作為による詐欺という類型もたしかあったと思うのですけれど、そのような形で解釈することができないのかという点を、一つお伺いしたいということがあります。

あと二番目は、結局強い影響力があるわけでもなく立場を利用したわけでもないけれども、交際関係にはないというようなお話だったわけですね。こういうものまで、そもそも処罰に値するのかどうかという議論ももしかしたらあるのかもしれません。

私が、事情がわからないだけだと思うのですけれども、この事案についても普通に考えて、どうしても処罰すべきだというような判断になるような事実関係だったのでしょうか。あわせてお伺いできればと思います。

大阪地検　まず一つ目のご質問について、解説にどのぐらい準拠されているのかということですが、もちろんこれに完全に縛られているわけではないとは思います。ですが、やはり特に警察の方が最初に立件する段階ではこれを見て検討されていると思われますので、そこで難しいんじゃないかという判断がされていることが多いのかなと思います。そういう意味で、正直言ってほとんど検察庁に上がってきていませんので、そういうところがあるのかなというふうには感じております。

たしかに、文言をもう少し広く解釈することはできないのか、というふうに私も思います。積極的な行為と先ほど申し上げましたが、解釈として不作為が対象にならないわけではないと思うのですけれども、ただそれが性交に至った原因かどうかっていうところは、問題になると思います。

行為者は、いろんな嘘はついていると思うんです。例えば年齢や職業で嘘をつくなどは結構いろんな例であるんですけれども、それによって性交等をしたのか、「欺いて性交した」といえるのかどうかがまた難しいというふうに考えている例も多いのではないかなと思います。

また、被疑者がそういうつもりで嘘をついているかどうかというところも問題になってきます。なかなかそういう意味で、積極的な行為と先ほど申し上げましたが、不作為であればよりそういったところが問題になってきているのではないかなと、私の考えですけれども、そのように思います。

それから、二つ目の点ですね、処罰範囲としてこういったものまで処罰の対象とするのか、どうかということです。先ほども申し上げましたように、他府県であれば条例で処罰していると思います。交際しようとかそういう形での誘いかけではなくて、性交等を目的としてするということ自体が青少年を性の対象として、欲望の対象として扱っているということですし、青少年の側からすれば、その子の将来の成長に実際に悪影響が及ぶであろうと考えられる事案だったんだと思います。

そういった事案というのは多分実際に多く見られるところではあろうかと思います。これを処罰の対象とすべきかどうかということは、この条例を制定する府の方のお考えによるところだと思いますけれども、それぞれの都道府県が決めることではあるとはいえ、他府県では処罰される事案だと思いますので、そういったものが大阪府で処罰されないということについてどういうふうに考えるかということではないかと思っております。

委　員　都道府県ごとに違うというのは当然のことで、内容が異なることは当然だという最高裁判決もあるわけです。ですから、他府県と違うということそれ自体が問題ではないと私は思っています。もしそれが問題であるならば、むしろ国の立法でやるべき話で、法務省の方で何とかしていただくということなんだろうと思います。なので、条例ごとに違うという点にあえて強い異論を唱えるわけではないんですけれども。一応確認はさせていただきたいと思います。

最高裁の昭和60年の判決についてです。傍線部の二つ目の、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないという類型を構成要件化するのは非常に難しいのではないかと思いますし、これ自体が非常に不明確な感じがします。

そもそも淫行を合憲限定解釈したこの判決については、学説上非常に強い批判があります。それでもなお、淫行という文言を使って条例を作っている府県があることについて、私は非常に違和感を持っています。せめて京都府のようなやり方をすべき。例えば和歌山県だと青少年に対し、わいせつな行為をしてはならないということなので、目的が何であろうと、わいせつな行為をすれば処罰されるということになっているわけですよね。こういう作りは、立法として問題があると思うので。やっぱ何らかの形で、細かく書かないといけないのだろうとは思います。

他方で、立証の問題についても配慮が必要だということは、今日勉強させていただきました。

委　員　私も検事と問題意識は共通していてすごく理解できるところではあるのですが、あえて逆のことを聞かせていただきます。

ひとつは、被害者の立証負担のお話があったかと思います。要するに公判で供述するという負担とかもいろいろあろうかと思いますけれども、これが条例を改正して他府県のような文言にすることで、どう変わるのかがいまいち私の方で理解ができません。

真摯な付き合いというふうな形で否認をした場合で、なおかつ供述調書を不同意にした場合に、結局は被害者の方に出てきてもらわなければいけないという状況は、結局変わりはないんじゃないかなと思うんですが、その辺いかがなのかということが一点あります。

もう一点は、他府県での実務がどうなっているのかを確認したかったんですけども、大阪の方では警察の段階で、これは無理だろうということもかなりふるいにかけてしまっていて、検察の方に上がってこないというお話がありました。では、青少年に対し淫らな性行為またはわいせつな行為をしてはならないという規定がある都道府県においては、警察の方で逆に多くをすくい上げてしまって、あまり当たらないようなものまで捜査対象になったりしてはいないのでしょうか。広範な範囲について対象にされる危険がないのかっていうところが、気にはなっています。

また、昭和60年最高裁判例で福岡県の淫行という定義についてはこういうふうに判示されているところではありますけれども、他の都道府県条例での淫行という文言の定義については、全く同じように解釈されて運用されているのかどうかというのも疑問でして、教えていただければと思います。

大阪地検　まず、最初の被害者の負担の関係ですけれども、おっしゃるとおり被告人が否認して不同意にすれば、被害者が証人尋問に出なければならないというのは同じです。けれども、威迫とか、欺罔とかいう部分で、結構否認しやすい、否認が多いということがあります。

また、立証の観点で言いますと、真摯な恋愛でしたというような主張に対しては、例えばあなたは結婚しているでしょうとか、あるいは他の児童ともこういうことを繰り返していますよねとか、実際被害者と性交等の関係しかなくって、その後も交際していないですよねとかいった形で、本当に真摯な恋愛の対象だったかっていうことについての立証というのは、別の観点からもできると思っております。威迫等の要件は，被害者の供述でしか立証できないことも多いので，そういう意味で、被害者が出なければいけない場面はそういった要件があることによって増えてくるのかなと感じているところです。

他府県の運用は、私も詳しく調べているわけではないのであまり責任ある回答はできないのですけれども、淫行だとか淫らな性交だとかで送致されてくるものが、すごく幅広いというふうに感じたことはあまりないです。どういう解釈でそれぞれの都道府県が運用されているのかは個別には把握はしていないのですが、感覚的なものとしてはこの最高裁判決で示されたものと同じように考えている、逆に言うと先ほど先生がおっしゃったように真摯な恋愛だとか結婚の前提としているといったものでなければ、基本的には性的欲望の対象として扱っているものだと考えているところが、実情ではないかなと思います。

委　員　私は高校の現場でおりまして、ＳＮＳの普及が今の若者の生活や安全を大きく変えていったというふうに思っています。昔に比べて単車に乗る生徒も減り、タバコを吸うと生徒も減ってきたのは、おそらく私はスマホの普及じゃないかなというふうに思っています。

メディアもそうですけども、何かにつけてTwitterでフォローするだとかね、そういった風潮が主流になっています。子ども達は簡単にツイッターでいろんなことをあげる。そこでいろんなものを見ます。

先ほど意見が出たように、非常にセンシティブでやりにくいことですが、アンケートをとるなどして子ども達の状況を把握しながら、どこに焦点を絞って教育していくべきなのを、私たちは押さえていかなければならないと思っています。犯罪に及ぶ前に、子ども達が被害に遭わないようにするために、本当にそのあたりはしっかり考えていかねばといつも思っています。

今ここでいろいろ議論していただいていますけども、この先、もしそういう行為に及んだときに、実際にはどんな処罰があるのか、具体的に子ども達には示していかなければいけないと思っています。こういうことをするとこういうことになるんだよと具体的なもっと言えば、子供たちが恐怖に感じるぐらいのショッキングな中身も子ども達に示していくことは、場合によっては重要なことじゃないかなと思っています。

委　員　全国的に教員に関する処分を見ても、こうした案件はすごく数が多いです。また、威迫とか欺罔とか困惑の立証はなかなかできないなと感じたので、青少年の健全育成の観点から考えるならば、厳しめの方に動いたらいいなと思いました。

部会長　この問題については、今後慎重に議論を重ねていきたいと思いますので、まずは論点の整理を次回行いたいと思います。以上で本日の議事を終了したいと思います。

事務局　大阪府青少年育成審議会第1回特別部会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。